



瑠璃光寺と寒梅（山口市）



第1回本部研修会



第2回本部研修会



「境界問題相談センターやまぐち」研修会



史跡めぐり（東光寺）



CONTENTS



No.101 - 2009

1

新年の挨拶

山口地方法務局	局長	兼行 邦夫	1
山口県土地家屋調査士会	会長	西本 聡士	3
山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長	下野 洋二	4
山口県土地家屋調査士政治連盟	会長	乗川 良介	5

第1回本部研修会の開催についての報告

社会事業部長 林 弘 6

第2回本部研修会の開催についての報告

社会事業部長 林 弘 8

第2回本部研修会報告 ADR推進委員 杉山 浩志 9

第1回「境界問題相談センターやまぐち」研修会報告
センター運営委員 和田 祐二 11

支部研修会

岩国支部企画委員	周原 稔	12
周南支部長	富永 弘	13
宇部支部理事	松村 幸雄	14
下関支部企画委員	八田 廣	15

センター設立から1年を振り返って

境界問題相談センターやまぐちセンター長 浦井 義明 16

山口法律関連士業ネットワーク

「第10回一斉相談会」報告 広報部長 久保真珠美 18

「無料相談会」報告

宇部支部副支部長 西村 勲 20

「境界シンポジウムinふくおか2008」に参加して

宇部支部 上原 英治 21

史跡めぐり

萩支部副支部長 伊藤 正典 22

会員の作るページ

ホーロー看板 萩支部 広石 勝 23

事務局だより

会員異動状況	24
会務報告	25

新年のごあいさつ



山口地方法務局 局長 兼行邦夫

山口県土地家屋調査士会の皆様、新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には、御家族お揃いで穏やかな新年をお迎えのことと拝察し、心からお慶び申し上げます。また、会員の皆様には、平素から、登記行政等の民事法務行政の適正、円滑な運営について御支援と御協力をいただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

平成18年1月20日に導入され、約3年を経過しました筆界特定精度の円滑な運営に対する御支援と御協力につきましても、深く感謝申し上げます。

申請件数をみてみますと、平成18年が37申請51手続、平成19年が27申請46手続、平成20年は12月1日現在で41申請56手続と、前年の件数を大きく上回っている状況にありますので、筆界調査委員を増員するなど局を上げて対応しており、貴会からは14名の会員を筆界調査委員に任命させていただいております。

筆界調査委員の皆様には、お忙しい中、早期処理に御尽力をいただいております。この場をお借りして感謝申し上げます。当局におきましては、適正・迅速な処理に務め、国民の皆様様のこの精度に寄せる期待に応えていく所存でありますので、引き続き御支援、御協力を御願い申し上げます。

さて、昨年は、登記所適正配置計画に基づき、7月14日に防府支局を本局に統合し、その後、統合廃止に伴う行政サービス保持のため、9月16日から防府市役所内に証明書発行請求機を設置しました。統合に際しましては、地域住民の皆様方の御理解と、土地家屋調査

士会会員の皆様方並びに関係各機関の方々の御理解、御協力をいただきまして、ありがとうございました。証明書発行請求機の可動状況も順調に推移しております。

ところで、御承知のとおり、引き続き簡素で効率的な政府を目指すとする国の方針の下、行政の減量・効率化が進められており、法務局に対しても社会の変化に即応した新しい施策・システムの構築が強く求められております。

その1点目は、オンライン申請システムの全庁での運用開始であります。昨年の3月にすべての登記所がコンピュータ化され、オンライン申請システムについても、7月14日の防府支局の本局への統合と同時に、全国すべての登記所がオンライン指定庁として登記事務を取り扱うことになりました。

これにより昭和63年にスタートし、全国展開を進めて来ました「登記事務のコンピュータ化」という大事業が20年目にして完成し、コンピュータ化の目的であるオンライン申請の環境も整ったこととなります。次の課題は、オンライン利用率の拡大であり、平成22年度までにオンライン利用率を50%以上にするという高い目標が、国の進める「IT新改革戦略」において掲げられております。なお、目標数値は9月12日にIT戦略本部で決定された、新たなオンライン利用の抜本的拡大に向けた「オンライン利用拡大行動計画」によれば、登記手続が「重点分野」と位置付けられ、不動産登記申請、商業登記申請、不動産登記及び商業・法人登記に係る証明書等の交付請求

及び成年後見登記に関する証明書の交付請求手続について、平成25年度末の目標数値が「71%」とされるとともに、不動産登記及び商業・法人登記に係る証明書等の交付請求、商業登記の申請手続について、平成23年度末の目標数値が「57%」とされています。

法務省といたしましても、オンライン利用促進に向けたインセンティブ措置を実施し、そのうち、一昨年から実施したオンラインによる登記事項証明書の送付請求の手数料の値下げにより、着実に利用実績が伸びてきているところですが、さらなる登記事項証明書のオンライン請求の促進策の一つとして、オンラインにより請求された登記事項証明書を窓口で交付する方式（いわゆる「私書箱方式」）について、資格者代理人を対象として、局単位で順次段階的に導入することが検討され、現在までに、昨年7月の福岡ブロック管内の福岡局を皮切りに、釧路局、高松局、横浜局及び京都局において試行が開始されており、続いて、広島局、金沢局及び福島局においても試行が開始されるなど、各ブロック管内において少なくとも1つの局に導入されている状況にあります。

この「私書箱方式」の山口局への導入時期は未定であるものの、オンライン利用率の向上策として有効なものと考えられていますので、いまだオンラインにより登記事項証明書を請求されたことのない会員の皆様におかれましては、是非とも導入前の準備として、オンライン送付請求の体験をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2点目は、地図のコンピュータ化についてであります。山口局の地図情報システムの導入状況は、山地番、耕地番に加え、地図のない地域の問題など、他局にはない特殊事情を踏まえつつ、既に本局登記部門、下関支局及び宇部支局で稼働しており、本年3月までには萩支局での稼働開始を予定しており、他の登記所においても、平成22年度末までに順次

導入される予定であります。そして、地図情報システム導入庁から、随時、地積測量図等の各種図面の登記作業を行っていくこととなります。山口局管内では160万枚という膨大な量の各所図面を地図情報システムに登録する必要がありますが、一昨年度から作業を実施している状況にあります。

また、土地の境界に疑義が生じた場合等過去の経緯を把握する際には非常に重要かつ有用な資料となる、いわゆる和紙公図の劣化を防止するために、平成20年度から5年計画で和紙公図の電子化作業を進める計画であり、本年3月末までには、岩国支局及び柳井出張所において実施する予定であります。

3点目は、登記簿等の公開に関する事務、いわゆる乙号事務の包括的民間委託の動向についてであります。国が行っている事務を市場化テスト（民間競争入札）によって民間委託するものですが、その趣旨は、公共サービスについて、民間が担うことができるものは民間に委ね、民間の創意と工夫を適切に反映させることにより国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現しようとするものであります。法務局におきましては、乙号事務について、昨年4月から、広島局及び岡山局をはじめとして、全国22の登記所で実施しており、本年4月からは、さらに、135の登記所において拡大実施する予定であり、当局（山口局）におきましても、本局登記部門、下関支局及び宇部支局の3庁において実施することになっており、そのための諸準備を進めているところであり、落札者が決定次第、窓口責任者を対象とした研修を実施する予定です。

以上、法務局を取り巻く諸情勢が劇的に変化しつつあることをご報告させていただきましたが、最後に、山口県土地家屋調査士会のみならずの御発展並びに会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げます、新年のごあいさつといたします。

新年ご挨拶

山口県土地家屋調査士会 会長 西本聡士



新年あけましておめでとうございます。本年も我々土地家屋調査士にとりまして、よりよい一年になりますことを祈念しごあいさつを申し上げます。

今年の元日は近くの小高い丘にある神社の境内で、近くの町内会の方々と初日の出を拝みました。天気予報に反して真っ赤な太陽が顔を出したとき、周囲の人たちが「おう」と声を上げ、期待感に満ちた声で「バンザイ・バンザイ」と叫んだ瞬間、私も同じように手を上げ「バンザイ」と叫んでいました。

先日ある新聞のコラムで読んだのですが、「おう」というのは言葉ではなく、初日の出現による驚きが音声になって思わず発せられ、「おう」という驚きから「きれい」という言葉が始まると、とあるお寺の住職さんが言っておられました。

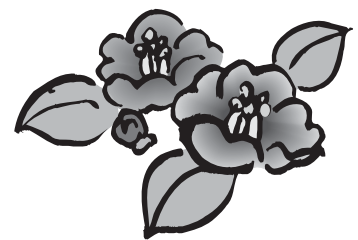
私はキリスト教系の三流大学の出身ですが、入学式で最初の学長挨拶も新約聖書のヨハネの福音書を援用し「はじめにことばがあった」という言葉から始まります。なぜかいま我々が研修しているADRみたいですね。山口県土地家屋調査士会が運営する「境界問題相談センターやまぐち」も、かくありたいものです。

さて、いま巷ではアメリカのサブプライム問題に端を発した100年に一度の大不況の嵐が吹いています。我々の業界も他聞にもれずその影響をもろに受けています。再度気を引き締めなおしてこの難関を越えていかねばな

りません。先日の境界紛争による殺人事件も底流には、最近のなにもかもが萎縮した世の中の影響を受けているのかもしれませんが。ADRセンターや筆界特定制度の充実により、単なる申請代理業務からの脱却をはかるチャンスだと強く考えています。

再度話の中で出てくる「境界問題センターやまぐち」も開設から一年経過しました。筆界特定制度の調査員、またその代理人としても活躍し業務の拡大をはかっています。年間4回を計画した本部研修会も順調に実施し、後1回を残すこととなりました。CPD（専門家の資質向上のための継続的研修）の運用が開始され、来年度はもっと多くの研修会が必要であると考えています。オンライン申請の利用促進、地図情報システムへの対応、DID（街区基準点）や登記基準点に関する研究・検討等まだまだ課題は山積みです。その中で我々の倫理も最近クローズアップされています。

私の座右の銘は「應・こたえる」です。今年一年も山口会の会員一人一人の言葉に應えていきたいと考えます。



新年挨拶



社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 **下野洋二**

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいいたします。

平成20年は、福田首相突然の辞任後の政局の混迷、原油高騰に伴う物価の高騰、世界金融の混乱と景気の低迷等々、明るい話題が少なかった1年であったような気がしますが、今年こそ良い1年になってほしいと期待しています。

ところで、昨年12月1日には新しい公益法人関連法が施行され、いよいよ新制度がスタートしました。これまで何度も申し上げてきたことですが、この新制度は、従前の制度から大きく転換するものであり、仮に当協会が公益社団法人に移行できたとしても、これを滞りなく運営して行くためには相当の労力・エネルギーが必要となります。当協会は、全公連のスケジュールに則り、平成23年春までには移行の手続きを終わらせたいと考えておりますが、その過程での様々な障害も予想されることから、我々役員が中心となって、社員の意識高揚のための方策を考えるとともに、新体制構築のための諸準備に努めて参りたいと心を新たにしているところです。

昨年の公嘱業務は、不動産登記法第14条第1項地図作成作業こそなかったものの、同作業の事前準備となる地図混乱地域の実態調査・基準点設置作業を受託し、宇部市際波の西が丘団地地区において同作業を行っています。今回は、実施面積0.43km²とかなり広大で、その上筆数1494筆、地権者数744名、新設基

準点数223点と、これまでに経験したことのない大規模事業となるため、来年度実施されると思われる地図作成作業に向け、社員が意識を一つにする必要がありますが、本会におかれましても、この作業を成功させるべく格別のご理解とご協力をよろしくお願ひします。

また、昨年は、協会と本会が協力して官公署への啓発活動を進めるということで合意をし、法務局に対して地積測量図の作成者の問題について合同で申し入れを行いましたし、両会の協力体制という点では、協会事務室の賃料前払いの件について合意をするなど、わずかずつですが進展している状況にあります。この流れは今後、決して後退させることのないようにしなければなりません。そのためには、これまで以上に情報交換と連帯協議を深めたいと考えておりますので、引き続きご理解をいただきますようお願いいたします。

協会は、昨年の総会で、業務の適正化の推進（報酬額積算の統一化や成果品作成要領の作成等）や官公署に対する啓発広報活動（特に、過年度未登記案件の解消や不適切登記の実態調査等）に重点を置いた活動の展開を決議し、その達成に向けて本年も頑張りますので、本会のご指導とご支援を重ねてよろしくお願ひいたします。

最後に、調査士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を心より祈念し、新年のご挨拶といたします。

新年の御挨拶

山口県土地家屋調査士政治連盟会長
 全国土地家屋調査士政治連盟副会長
 山口県土地家屋調査士会顧問

乗川良介



平成21年己丑の新年を迎え一言ご挨拶を申し上げます。

山口県土地家屋調査士会会員並に、山口県土地家屋調査士政治連盟の会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

昨年は米国を起源とした金融危機に端を発し、世界的景気後退を招き、日本経済においても深刻な影響が見られ、企業倒産や労働者の解雇等、不安材料が山積みでありました。

100年に一度と言われる経済危機の中にあつて、政府は国民生活の安全を守る事を最優先すると述べられていますが、現状では歳入が歳入を大きく上廻っており、財政再建には大きな苦労があるものと推察いたします。

我々土地家屋調査士業務を取り巻く環境も悪化の一途を余儀なくされ、仕事の量が少なくなり、会員も生活の維持に懸命の努力をされていると思いますが、一部の会員には原価を割り込む破格な報酬で業務を受託され、組織の存亡に係る事態も発生しているやに伺っています。

山口県土地家屋調査士会250名の会員の皆様方に置かれては、制度を堅持する為にも一致団結して常識のある行動をし、土地家屋調査士制度の更なる充実に尽力される事を切望してやみません。

さて、土地家屋調査士政治連盟も第8回目の定時大会を終え、日増しに政治家の皆様理解と存在を認めて戴いているところであります。

特に自民党土地家屋調査士制度改革推進議

員連盟、公民党土地家屋調査士制度改革振興議員懇話会を中心に活動を展開していますが、近時において、民主党に対しても何等かの対応をとの声も出て参りました。

既に全調政連では日調連と共に、民主党の幹部の方々とも数度の協議を行っているところであり、制度の為に理解を求めて戴き、全党上げての活動の出来る政治連盟の構築を考えているところであります。

そのためにも力をつけなければなりません。

隣接業務の司法書士会、行政書士会は全党対象とされていますし、財政的にも充実した堅固な組織力を有しています。

その財政の基盤は、全員加入型で制度の為に活動されていると伺っています。

土地家屋調査士政治連盟は現在入会率が62%強であります。これを近未来において全員加入型にしていただき、隣接他土業と肩を並べ活発な活動の出来る組織に育てて戴きたいと念願するところであります。

まだまだ他土業に比べると新しい政治連盟で十分な活動が出来ていませんが、日夜連合会並びに会員の皆様と共に役員一同頑張っているところであります。

全調政連は日調連と、山調政連は山口会と手を取り合つて、制度の充実の為に業務の改革と拡大のために一層の活動して行きたいと考えていますので、御理解と御協力をお願いし、年頭の挨拶といたします。

第1回本部研修会の開催についての報告

社会事業部長 林 弘

日時 平成20年9月12日(金)
午前10時30分～午後4時

会場 山口県教育会館 大ホール

内容 オンライン申請について(午前)
筆界特定制度について(午後)

講師 山口地方法務局
総務登記官 坂本宗延氏
総務登記官 中島正善氏
山口地方法務局
総括表示登記専門官
笠工博史氏
登記相談官 宮村美代子氏

出席者 会員146名 補助者11名

午前に山口地方法務局総務登記官の坂本宗延氏、中島正善氏を講師にお迎えして「オンライン申請について」の研修を行った。内容は、法務省オンライン申請システムについての環境設定、オンラインによる登記事項証明書等の送付請求、甲号オンライン申請手続きの留意事項について、特に登記識別情報の提供、通知について及び登記完了証の発行について及び添付書類の特例方式について重点的

に研修していただいた。これからは、資格者代理人としてオンライン申請は、避けて通ることが出来ないことは周知の事実だが、オンライン申請するまでの環境設定が難しいこともあり、なかなか進んでないことも事実である。今回の研修で少しでもオンライン申請率を増やすという目的があったのだが、研修後増えただろうか。実際オンライン申請してみるとかなり便利な点がある。申請時間も月曜日から金曜日の午前8時30分から午後8時までとなっており書面申請より有利である。また、申請してからの処理状況をリアルタイムで確認でき、補正、完了時は、メールも届くようになっているので、いちいち電話等で確認する必要がない。ただ、添付書類(原本)をオンライン申請しても持参若しくは郵送する必要があるのが少し不便な点である。しかし特例方式により登記申請書のみオンライン申請し、添付書類は持参にすれば、急ぎの事件は、早く申請でき当然受付番号順に登記処理されるのでより早く完了できるということである。これからは、官公庁からの嘱託事件の受注についても、オンライン申請が受注条



件となる流れになると思われるので、オンライン申請できる体制づくりをしておくことが、重要である。

午後からは、山口地方法務局総括表示登記専門官の笠工博史氏、登記相談官の宮村美代子氏を講師にお迎えして「筆界特定制度について」の研修を行った。内容は、筆界特定制度の説明、事件の現状、事件処理について、申請における留意点等の研修であった。特に筆界特定の手続きについての代理は、土地家屋調査士なら誰でもできるので、依頼があれば、いつでも申請できるようにしておくことが重要である。その際、制度、費用面、申請してからの流れ、所有権界との違いについてなどの説明が詳細にできないと十分といえないと思う。制度が開始され約3年経過した現在における良い点、問題点などを十分に検証することがこれからの制度の継続に不可欠であると感じた。そのことは、また土地家屋調査士制度が残っていくためにも不可欠である。



第2回本部研修会の開催についての報告

社会事業部長 林 弘

日 時	平成20年12月6日(土) 午前10時～午後4時30分 平成20年12月7日(日) 午前10時～午後4時15分
会 場	パルトピアやまぐち
内 容	1日目 1. ADRセンターと筆界特定制度の違いについて 2. 調査士会ADRの意義と実践基本 2日目 ADR実践のための基礎トレーニング 導入手続きの本格的な機能と役割 当事者の語りの受け止め方 受付面談実施の注意事項
講 師	白鷗大学講師 和田直人氏
出席者	1日目 会員76名 2日目 会員61名

まず研修会を受けての感想だが、時間が過ぎるのが大変早かったように思う。それは、和田講師の作成されたプログラムのせいなのか、グループごとの討論形式のせいなのか、自分が集中した(?)せいなのか原因は、わからないが時間が過ぎるのが、とにかく早かった。当会の「境界問題センターやまぐち」が設立して約1年経ったが、現在の自分のレベルの低さを痛感させられた研修会でもあった。まだまだ、地道な研鑽が必要であると感じた。特にセンターは、境界紛争等で困っている方が利用されるわけで、公的機関でなく

民間団体として相談等を受けるためには、あらゆる注意を払って業務を行う必要があるということである。話し方は、もちろんであるが、例えば面談室の机、座る位置のレイアウトや時計の位置などについても注意が必要である。費用についても社会通念上から見ても、けっして安い金額ではない。また、民間だからこそ、より公平で中立性を保たなければならない。だからこそ面談員の研修は、当然継続的に必要でありレベルの向上がなければ、国民から必要とされなくなってしまう。内容については、書ききれないので参加できなかった人は、一般業務にも役に立つと思うので録画したDVDを是非見てください。



第2回本部研修会報告

社会事業部ADR推進委員 杉山浩志

- . 日 時 平成20年12月6日(土)
10時00分～16時30分
平成20年12月7日(日)
10時00分～16時15分
- . 場 所 山口市神田町1番80号
パルトピアやまぐち
(防長青年会館)
- . 講 師 白鷗大学 和田直人先生
- . 出席者 12月6日(土) 76名
12月7日(日) 61名

. 内 容

【1日目】

1. 調査士会ADRの意義 - 基本的意識の再確認 -
 - (1) 土地境界紛争とはどのような紛争なのか?
 - (2) 調査士会ADRの意義 - 土地境界紛争の特徴との関係 -
 - (3) 調査士会ADRの意義 - 土地家屋調査士(会)にとってのADR -
 - (4) 調査士会ADRの現状と課題
2. 通常業務としての手続振り分けを体感する
3. 土地境界紛争を解決するための選択肢
 - (1) 筆界特定とADRとの違いを確認する
 - (2) 選択肢開発の基本
4. 導入手続の重要性
 - (1) ADR手続(センター)における導入手続(受付面談)の意義
当事者の自律を獲得することの重要性
適正な手続選択を保障するための場

としての導入手続

- (2) 境界問題相談センターにおける受付手続
受付面談は何をするための場であるのか
受付員の職務内容(すべきこと/してはならないこと)
- (3) 受付手続終了後の流れ



【2日目】

5. 聴ける人になるためのトレーニング
 - (1) 相手を理解しようとするときの基本的な姿勢(3つの基本的条件)
 - (2) 身体言語に留意する
利用者からのメッセージ
利用者にとってどう見られているのか
 - (3) 「沈黙」の受け止め方
6. 聴ける人になるためのトレーニング
 - (1) 「理解」の構造を理解する
 - (2) 共感的理解とはどのような理解なのか?
7. 利用者の語りの受け止め方
8. 言い換えによる再定義
 - (1) 言葉を言い換えることの意義

(2) 実践の中での言い換え

9 . 情報を収集する

(1) 当事者の語りを促進する

(2) 質問の技法

(3) 焦点化



筆界特定制度が施行されて約3年、「境界問題相談センターやまぐち」を設立して約1年が経ち、我々山口会会員にとって当初は漠然としていたこれらの制度や手続きも、筆界特定が山口地方法務局管内で105申請153手続(20年12月現在)申請され、ADRセンターへの受付件数が92件(20年12月現在、電話問合せも含む)を超える件数となり、だんだんと身近な存在となってきました。

この2本の柱は、将来において調査士が国民のニーズに応うべきものとして必要であるか否かを判断される上において、重要な役割を果たすものと考えます。

社会事業部では、筆界特定制度及びADRセンター業務に迅速かつ適確に対応するため、様々な問題点の研究や、より実践に即した研修実施を目標に、今年度、筆界研究委員会とADR推進委員会を設置しました。

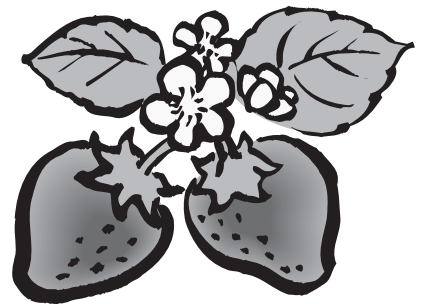
そして、今回、第2回本部研修会としてADR推進委員会の担当で、白鷗大学の和田先生を講師にお迎えし、筆界特定とADRと

の違い、調査士会ADRの意義と実践基本について講義をいただき、ADR実践のための基礎トレーニングとして、6人前後のグループで討議する方法の研修会を開催しました。

和田先生は、現在、日本で最も調査士とADRについて研究されている先生と言っても過言ではなく、当研修会においても、学者という枠を越えて、我々調査士の目線に非常に近い視点で講義をしていただきました。

資格は資格者のためにあるのではなく、社会にとって必要だからあるということを再認識させていただき、また、当事者の語りをありのままに聴くことの重要性、そして訊くということの大切さ、面談において資料を出させるタイミングは当事者に任せる等、受講した会員にとっては、全ての講義が日常業務においても十二分に活用出来るものであり、2日間午前午後の終日研修とハードな内容でしたが、大変有意義な研修会だったのではないかと感じております。

最後に、ADR推進委員会の外部委員である山口短期大学の渡辺亜弥先生におかれましては、2日間色々ご助力いただきましたことに感謝し、研修会の報告とさせていただきます。



第1回「境界問題相談センターやまぐち」研修会報告

センター運営委員 和田祐二

- 研修日時 平成20年10月18日（土）
午後1時30分～午後5時
- 研修会場 山口県セミナーパーク
一般研修室
- 研修内容 「センター業務の1年間を振り返って」
- 研修資料 受付面談風景ビデオ
出演者
面談員：松田光則会員
萬代徳次会員
相談者：浦井センター長
- 研修目的 受付面談マニュアルの改善点の検討



研修は、会長の挨拶から始まり、まず約1時間の受付面談風景ビデオの鑑賞をした。

ビデオ観賞後に意見を募ったが、出演者への遠慮があったのか、なかなか意見は発言されなかったが、出演者の萬代会員自らが現在の受付面談の問題点を語り、他の方への発言を促した。

萬代会員のお陰で発言はしやすくなり、研修参加者の意見収集ができた。

今回の研修では受付面談だけでなくセンターの問題点も幾つか発言され、今後のセンター運営に重要な課題を得た。

感想

今回の研修で関与員の方の意見を聴いて、一般業務の研修会よりも発言が多く、関与員の方がADRを真剣に考えられていること、またADRは今の調査士会ではまだまだ議論

を尽くす課題が沢山あることを実感した。

今後の研修も、今回同様に熱い議論を交わせるように、センターを盛り上げていく必要性を感じた。



支部研修会

平成20年度第2回岩国支部研修会の報告

岩国支部企画委員 周原 稔

平成20年9月20日(土)、21日(日)の両日、岩国市由宇町・山口県ふれあいパークにおいて、第2回岩国支部研修会を開催しました。

岩国支部では、年1回一泊二日の研修会を行っており初日は密度の濃い研修をし、夜は一泊希望会員相互の懇親及び情報交換等の場となっているのが恒例です。

初日の研修内容は下記のとおりです。

1. 内容

午前10時～12時

(1) 公共測量作業規程の準則の改正について

講師 株式会社 ジェノバ

木田伸介営業部次長

午後1時～5時

(2) ネットワーク型RTK-GPSを用いた野外測量実習

VRS-RTK方式によるGPS機1台使用の基準点設置の実習

同方式による単点観測法(3級基準点設置)の実習

(3) 測量機器の点検・調整方法の実習

講師 株式会社 ニコン・トリンプル

サ・ベイ営業部

吉田朋弘氏、内田幸夫氏 他

2. 参加者 24名

前日まではっきりしない天候が続き、野外実習の実施をヤキモキしながら当日を向かえましたが一転好天に恵まれ、逆に思いがけない猛暑の中の実習となりました。

午前中、公共測量作業規程の準則の改正について、その背景・経緯等(裏話・笑い話を含め)の説明、改正によりネットワーク型RTK-GPSを用いた測量方法の注目度が高ま

ってきている旨講義を受け、昼食後二班に分かれ いざ!午後の実習.....

岩国支部では、岩国・柳井地区内に300数十点ものGPS基準点を設置して各会員が独自にその運用を行なっている現状です。

ネットワーク型VRS-RTKによる『単点観測法』の野外実習においては、近傍のそれら基準点を利用した用地測量等において『登記基準点』を設置する目的手段としての手法を実習し、今後において、岩国支部内のGPS基準点の一層の利用促進にも結びつくものとして、会員各位の注目度も大きかったように思われました。

『単点観測法』では、GPS1台により、またスタティック観測のような解析の必要はなくTSを併用した基準点間距離の点検のみの良否による為、使用方法としては非常に簡便ではありますが、通信費を含めた諸経費等、会員間において使用実績の具体例がなく通信契約における不安も少し残ったようです。

最後に、研修前日に大阪から来られ実習の為の準備等にご尽力いただいた各メ・カ・の方々に深く感謝申し上げます。



第2回周南支部研修会の報告

周南支部長 富永 弘

平成20年10月24日（金）15：30から17：45まで勤労福祉センター3階会議室において、「特殊な登記の勉強 - 過去問を中心に具体例 - 」と「オンライン申請利用促進について - 現状と今後 - 」という内容で支部研修会を開催いたしました。

最初は、永瀬企画委員を中心に乗川企画委員と私が「特殊な登記の勉強」の説明を行いました。

普段しない登記を勉強しようということで、過去問を題材に、申請書や図・画像・証明書・筆界特定書等の具体的事例を用いて学習していったので、理解しやすかったのではないかと思います。

続いて玉田登記官が、「オンライン申請利用促進について」ということで、今までの経緯、今の状況、今後についての説明を行いました。

オンライン申請によるメリットは、司法書士さんに比べるとまだ少ないかもしれませんが、これからの業務を行う上で避けては通れません。申請そのものはワープロで書類を作って保存印刷する位のものであり、あまり難しいものではありませんが、電子署名が出来る環境にするのに少し手間がかかります。

急にやろうとしても難しいと思いますので、法務局が協力を求めている今こそ私たちも練習するチャンスではないでしょうか。

また18：00から居酒屋に場所を変えて懇親会を行いました。参加者は少し少なかったですが盛り上がりしており、一部の方々は日付が変わるまで飲んでいたようです。

研修と共に、親睦の場をこれからも行っていきたいと思いますので支部会員の皆様よろしくお願い致します。



平成20年度第2回宇部支部研修会の報告

宇部支部理事 松村幸雄

1. 日 時：平成20年10月25日（土）
午後1時～午後5時
2. 場 所：宇部市野球場
（宇部市恩田町四丁目1番4号）
3. 内 容：GPSによる街区基準点測量の応用
講師（株）ニコン・トリンプル
（株）ジェノバ
4. 出席者：会員 21名 補助者 7名

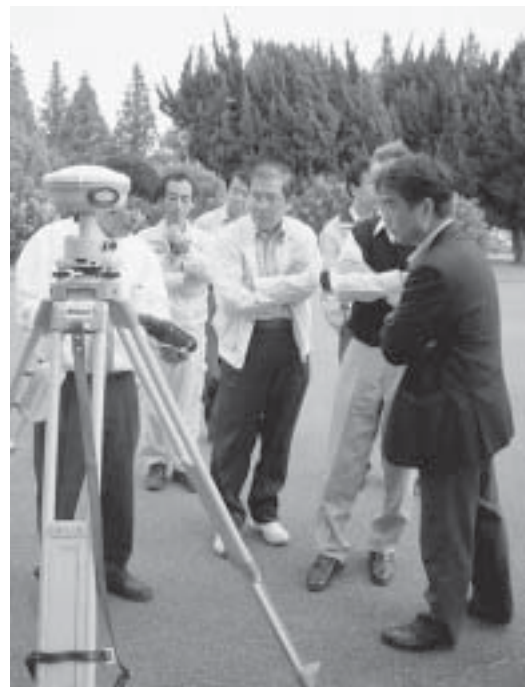
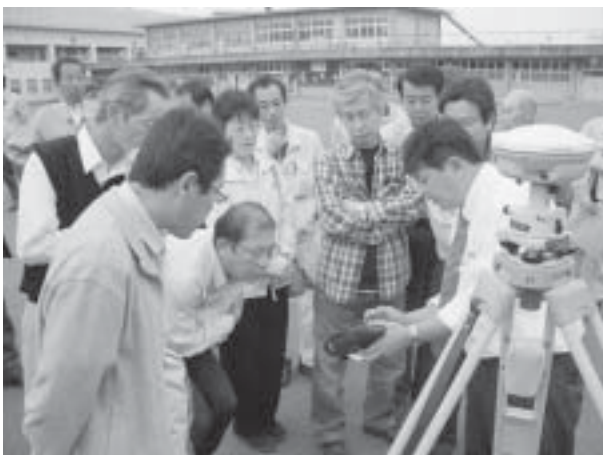
本研修は、前半は「登記測量におけるネットワーク型RTK観測法の利用状況」というタイトルで（株）ジェノバの方に講義していただいた。内容としては、「街区基準点の利用による登記測量」、「測量手法と精度管理の標準ガイドブックについて」であった。

後半は、「ネットワーク型RTK観測法の利用方法」というタイトルで（株）ニコン・トリンプルの方に講義していただいた。内容とし

ては、「基準点測量の直接観測法、1台準同時間接間測法、登記観測点検証パッケージ（ガイドブック準拠）を利用した観測、キャリブレーション機能（座標変換方式）を利用した観測」であった。

そして、屋外で実際にGPSを利用して観測をした。実測の内容は、「登記官測点検証パッケージを利用した実測（ガイドブック準拠）キャリブレーション機能を利用した実測であった。

GPSでの観測は引照点の設置においては、簡易・迅速に測量でき、データの処理やコンピュータへのやりとりも簡単に行え、登記測量実務においてたいへん実用的なものであると思われる。ただし、機器自体の値が高価であることが問題である。



第2回下関支部研修報告

下関支部企画委員 八田 廣

平成20年11月19日（水）午後6時から午後8時まで下関市勤労福祉会館において、本年度第2回目となる支部研修会を開催し、会員30名、補助者9名、計39名が出席しました。

講義に先立ち、法務局より鈴木下関支局長がお越しになり、支局におけるオンライン申請の現状報告と、さらなる利用促進のため各会員へ向けて環境設定等の拡充の要望を述べられました。そのなかでオンライン乙号申請について全部事項証明書の交付を郵送だけでなく、法務局窓口交付を検討中とのお話があり、今後の利用拡大が期待できるとのことでした。

引き続き本研修の講師として福井コンピュータ株式会社山口出張所より福田義丈氏をお迎えして、「基準点を使用した一筆測量につ

いて」と題し講義を開始しました。当講義内容は街区基準点に主眼をおき、調査・測量実施要領及び、公共測量作業規定準則を抜粋、参照して、当規定に則した現地測量作業計画の立て方や観測・計算の方法等を、さまざまな例あげての説明を受けました。

現在、街区基準点からの一筆地測量の方法については、明確に基準化されていませんが、我々土地家屋調査士は少なくとも申請人や法務局に対し、自分の行なった測量方法についての説明責任を果たせるだけの知識が必要であり、登記申請に関わる調査、手続等の知識だけでなく、公共座標を扱う測量専門職である以上、日頃からの研鑽の必要性を再認識させられました。



センター設立から1年を振り返って

境界問題相談センターやまぐち センター長 浦井義明

平成20年11月11日のセンター設立から1年を振り返って、現状と今後の課題を報告します。

1. 現状報告

センター設立から平成20年12月末までの、受理件数を報告します。

- ・来館者並びに電話での問い合わせの総数は83件。
- ・「受付面談」32件。内、山口市内在住者が半数の16件。
- ・「相談」13件。内、山口市内在住者が約半数の6件。
- ・「調停申立」2件。1件は相手方が応諾拒否。1件は取り下げて他の機関利用へ。

2. 社会事業部・ADR推進委員会の発足

平成20年度より、センター業務の研修会の計画、実施を、筆界特定制度並びにADRに関する研修等と有機的に行うために、ADR推進委員会を発足させた。委員はセンター運営委員の内から4名、そして下記記載の渡辺亜弥山口短期大学非常勤講師をアドバイザーとして、委員会並びに種々の研修会を行った。

3. 渡辺亜弥先生をアドバイザーに

我がセンターはADR専門家の助言を必要としている。山口短期大学(防府)の非常勤講師である渡辺亜弥先生を、新に発足したADR推進委員会の委員としてお迎えした。渡辺先生は、センター設立に関し有用な助言を頂いている和田直人先生と同期生であり、センターの顧問的立場で、推進委員会並びに

数々の研修会で専門家としての立場からの適切なアドバイスを頂いている。

4. 新たな熱意ある関与員希望者

相談員及び調停員候補者の選任については、総人数、調査士実務経験、本会所定の研修終了者という制限がある。受付面談員については所定の研修終了と言う制限だけである。

第3回の認定調査士受講修了者を中心に、熱意ある若者から新たな受付面談員希望があり、10人の受付面談員の増加を図った。ベテラン面談員とペアになって活躍してもらいたい。

なお、受付面談手続きの効率的運用を図る目的で、平成20年1月、新たに「受付面談手続実施規程」を制定した。

5. 会場が狭く感じられた研修会

先の社会事業部のADR推進委員会発足にともない、センターの研修会と本部研修会、併せて3回の研修会を行った。研修会の詳細、内容については、「会報やまぐち」をご覧頂きたい。

- ・平成20年3月、調査士会館で、運営委員を講師として、「調停のスタイルを考える」と題して受付面談ロールプレイを中心に研修会を行った。
- ・平成20年10月、山口セミナーパークで、ADR推進委員を講師として、「受付面談」ロールプレイを中心に研修会を行った。
- ・平成20年12月6日7日、「パルトピアやまぐち」で、和田直人白鷗大学講師を講師に

して、「ADR実践の基礎トレーニング」を行った。

6．連合会主催の「ADR担当者合同」で全国各会の情報収集

センター設立直後の平成19年12月、連合会主催のセンター関係者を対象にした「ADR担当者合同」が行われ、山口会から浦井義明センター長、打越充浩運営委員の2名が出席した。

内堀宏達法務省大臣官房司法法制部参事官の「民間型ADR」基調講演を基に、各分科会で全国各会のセンター運営上の課題、相談・調停における課題等の非常に有用な討議、意見交換が行われた。

7．岡山会のセンター設立

中国ブロックで3番目のセンター設立を目指して、精力的に研修会を重ねていた岡山会の研修会、白鷗大学 和田直人講師の「調査

士会ADRは何をするところか」(面談ロールプレイ)にADR推進委員川口寛司、杉山浩志の2名が参加した。

また、平成20年11月23日、「境界問題相談センターおかやま」の設立記念式典に、西本聡士会長、浦井義明センター長、杉山浩志推進委員の3名が出席して祝賀した。

8．利用者の立場に立ったセンター運営の今後の課題

(受付面談)

受付面談を、単なる振り分け作業情報提供機能に終わらせることなく、相談者の語りを尊重し、傾聴することの重要性を学習し、利用者自身による自己決定支援機能の強化を図る面談の手法を構築する。

(調停費用)

申立手数料、申立人相手方双方が負担する期日費用、成立費用を全面再考する。調停期日費用は無料にすることも検討している。



山口法律関連士業ネットワーク 「第10回一斉相談会」報告

広報部長 久保真珠美

下記の通り、山口法律関連士業ネットワークの一斉相談会が開催されました。

1. 日 時 平成20年11月11日（火曜日）
10時～16時
2. 場 所 山口県土地家屋調査士会館 3階会議室
（当番会 社会保険労務士会）

相談件数は、全体で22件でした。昨年の41件に比べ19件の減となりました。昨年は日曜日開催でしたが、今年は平日だった事が影響しているかもしれません。相談員をされた戸倉副会長、藤原山口支部長、ありがとうございました。

尚、全体の相談結果は次の通りです。

1. 相談件数

事前予約数	当日	キャンセル	計	前年度合計
9件	15件	2件	22件	41件

2. 相談来場者

団体名	相談員	相談件数
弁 護 士 会	8	16
司 法 書 士 会	8	4
社会保険労務士会	4	0
税 理 士 会	3	0
土地家屋調査士会	3	3
不動産鑑定士協会	3	0
弁 理 士 会	1	0
行 政 書 士 会	2	0
計	32	23

性 別	
男	12
女	10
計	22



3. 相談会を知ったのは

チラシ	市町広報	各土業窓口 (ホームページ)	サンデー 山口	新聞	テレビ・ ラジオ	その他	回答なし	計
2	0	0	0	8	2	5	5	22

4. 相談者地域別

山口市	15
防府市	3
阿東町	0
宇部市	0
周南市	1
下関市	1
長門市	2
不明	
計	22



5. 効果

非常に満足	3
満足	9
一応満足	2
納得	0
不満足	0
回答なし	8
計	22

6. 主な相談内容

団体名	主な相談内容
弁 護 士 会	債務整理、多重債務、保証人、振り込め詐欺、交通事故、近隣トラブル、遺言、相続、サラ金、土地貸借契約
司 法 書 士 会	近隣トラブル、賃貸借契約、サラ金
社会保険労務士会	
税 理 士 会	
土地家屋調査士会	境界、地上権、立ち退き
不動産鑑定士協会	
弁 理 士 会	
行 政 書 士 会	

「無料相談会」報告

宇部支部 副支部長 西村 勲

宇部支部では4月1日の『表示登記の日』、9月1日の『杭の日』の無料相談会とは別に、昨年より支部役員を中心に、色々な機会を利用して土地家屋調査士をPRしていこうと、宇部市役所においての年2回の無料相談会を計画しました。

今年度1回目の相談会を11月11日（火）午前9時から12時までの3時間、松村会員と私の2名が相談員となり実施しました。

不況の最中、不動産取引は極端に低迷しているためか、相談者は3名でした。しかし、相談内容は土地の境界に関する相談が多く、以前は相続、税金等に関する相談も多かったことを考えれば、土地家屋調査士の業務が多少認識され始めたのではないかと感じました。

ただ残念でしたので、相談者が地図、測量図や写真等の具体的な資料を持参されていないため、的確な回答ができなかったことです。何らかの資料があれば多少のアドバイスはできようかと思いますが、相談者の話のみ聞き、勝手に想像して無責任な回答をしたのでは、無料相談がかえって徒となります。今後は、何らかの資料を持参されますようPRしようと考えています。

最後に、宇部支店では1月に今年度2回目の無料相談会を予定しています。ますます不況色が濃くなる中、相談者は多くないかもしれませんが、藤本支部長以下支部役員は継続することが大切であると考えています。地道な活動ではありますが、是非続けていきたいと思っています。



「境界シンポジウムinふくおか2008」に参加して

宇部支部 上原英治

1. 日 時 平成20年11月15日(土)
13:00~16:30
2. 場 所 アクロス福岡
イベントホール
3. 主 催 福岡県土地家屋調査士会

福岡県土地家屋調査士会の全体研修会として開催された、「境界シンポジウムinふくおか2008」は、主催者発表416名の参加者を迎えて開催された。



中村会長の挨拶につづき2名の基調講演が行われた。

第1部 「専門資格者とADR」

講 師；京都大学大学院
教 授 山 田 文

第2部 「紛争解決 ~ ADRの展望 ~」

弁 護 士 廣 田 尚 久

休憩後、公開パネルディスカッション「境界紛争とその解決手続」が下記パネリストにより行われた。

コーディネーター 京都大学大学院
教 授 山 田 文
パネリスト 福岡法務局民事行政部
次席登記官 武藤 彰
第一東京弁護士会
弁 護 士 廣田尚久
福岡県宅地建物取引業協会
副会長 森 政喜
日本土地家屋調査士会連合会
副会長 下川健策
境界問題解決センター ふくおか
能見和成

感 想

まず、1部の山田 文(やまだ あや)先生の基調講演では、古代から境界の争いはあったという話から土地家屋調査士の役割の変貌、ADRへの関わり、専門資格者の役割とADRの方向性という講演であった。

印象に残っているところはキュービット(天使)のはなし

(本当は指の先から肘までの長さの単位を1キュービットという)

第2部で、弁護士の廣田尚久先生の「境界紛争とADR」、裁判外紛争解決(ADR)の特徴、ADRの可能性という公演があった。

この先生は、「裁判外境界紛争制度に関する研究会」に弁護士として参加されたと言うことで、境界紛争の問題点を指摘されて、非常に興味深いわかりやすい講演でしたが、最後に話された「ADRの理論的構造上の特徴で「共時性の原理」という話は、難しすぎてついていけませんでした。

山田先生は、学者の立場で、廣田先生は、弁護士の立場でお話をされ、大変、有意義な時間だったと思います。

又、パネルディスカッションでは、裁判(境界・筆界確定訴訟)と筆界特定制度・民間型ADR境界問題解決センターとを、比較検討し、色々な立場からの意見交換が行われた。

今後の課題としては、各組織の横のつながりが、はかれるように、又ADRが調査士と弁護士との共同受託であることが迅速性を奪っているのではないかと、今後色々な改善が必要であるという意見が出ていた。

又、境界紛争解決センターのメリットは、裁判(白か黒か)とは違う、色々な選択肢を提案できる事で、二度と紛争が再発しない合意和解ができるところではないかという意見もでていた。

自分の考えるセンターの役割を再認識できた有意義な研修会であった。



「ようこそ萩へ」史跡めぐりの報告

萩支部副支部長 伊藤正典

今年度の史跡めぐりは、萩支部の引き受けで9月28日（日曜日）に行いました。

参加者総数 110名（大人 93名 子供 17名）
内訳 岩国支部 2名、周南支部27名、防府支部10名、山口支部18名、宇部支部12名、下関支部21名、萩支部15名、事務局 5名
（会員52名、補助者13名、家族その他43名、事務局 2名）

当日は曇りで雨の心配もありましたがどうか一日持ちました。

午前10時に萩市中央公園に集合し、ボランティアガイドを先頭に4班体制で午前中は萩城下町指定区を徒歩にて散策。（木戸孝允旧宅地、高杉晋作誕生地、菊屋家住宅など）菊屋家住宅は日本最古に属する江戸時代初期の大型町家で美術品、民芸品を多数展示。萩支部会員も地元に住ながら足を踏み入れたのは小学生の遠足以来であり、今回参加して改めて良いものを見たとの感想有り。

又当日は「着物ウイークin萩」の最終日にあたり着物での参加を呼びかけたところ、宇部支部からうら若き乙女3名と萩支部廣石会員、竹内会員及び岩国の浦井副会長が（横笛を携え）着物にて参加して頂きました。

昼前に萩博物館高杉晋作資料室長「一坂太郎」氏の講演を聞き、全員で食事。

その後萩城跡を散策したのち、3台のバスで市内を西から東へ移動。

松蔭神社及び松下村塾（吉田松陰が多くの志士達に学問の教えを説き、明治維新の発祥



地等々）説明をして頂いた後、毛利家菩提寺である東光寺拝観。

全員そろったところで本会広報部による記念写真を撮って（本紙表紙参照）朝の集合場所にもどり無事解散。皆さんお疲れ様でした。

尚、今回の史跡めぐりに当り、支部では準備委員会会議を5回開催し、その内2回はボランティアガイドの1名が会議に参加して頂いたことを付け加えて報告いたします。



会員の作る ページ

ホーロー看板

萩支部 広石 勝

珐瑯製の広告看板（鉄板にうわぐすりを塗って焼き上げる）のことで、その美しさから「ストリートジュエリー（街の宝石）」と呼ぶ者もいる。わが国では、明治時代の終わり頃から作られていて、戦後、特に昭和30年代に全盛期を迎えた。文字通り「屋外広告の王様」だった。その後、TV広告などにより、時代に取り残されるようになって、徐々にその姿を消していく。当時は街中、お菓子・文房具・電気製品などの看板が張られていた。優れたデザイン・大胆な文・美しい字体・引き付けられるような雰囲気等、今見てもワクワクするような古い良きものが残る。これは、一つのアートであり、文化遺産と言える。

地方に行くと、全国ブランドからその土地の個性ある中小の多くの看板に出会うことができる。

この「まるいし学生服」の看板も地方ブランドの一つで、他にマルテン・ダイヤ・旭ツバメ・乃木服・忠臣・ニッシュウなどがあつた。学生服界の二大看板は、カンコー（菅公）と富士ヨットだった。

趣味としての収集や古い家屋の解体等により、現在は街中を探してみても、ほとんど見かけることができない。やっと見つけたのがこの看板である。

見ていると、物を大切にし、一つの物をずっと売っていく、という昔の人の思いが込められている気がする。



事務局だより

会員異動状況

1. 会員退会状況

支部	地区	氏名	退会年月日	備考
周南	周南	松田 昌祐	H20.9.30	退会

2. 事務所・住所変更

支部	氏名	変更年月日	変更事項	変更内容	TEL	FAX
岩国	平井 隆雄	H20.7.25	住所	〒742-2301 大島郡周防大島町大字久賀 4045番地11	(0820) 72-2516	
周南	林 洋子	H20.8.29	住所	〒745-0803 周南市大字大島89番地の35	(0834) 25-5311	
下関	義満 一	H20.9.3	事務所 住所	〒750-0014 下関市岬之町11番15 - 703号		
岩国	大森 正秀	H20.10.1	事務所	〒742-0021 柳井市山根10番14号		
宇部	安光 秀樹	H20.10.4	事務所	〒755-0029 宇部市新天町一丁目7番3号		
萩	横山 好信	H20.11.1	事務所	〒758-0141 萩市川上431番地	(0838) 54-2533	(0838) 54-2534
周南	永瀬 勝博	H20.11.7	事務所	〒745-0801 周南市大字久米1250番地 11-102	(0834) 25-6820	(0834) 25-6820

3. 住居表示変更

支部	氏名	変更年月日	変更事項	変更内容
山口	藤原 淑雄	H20.11.1	事務所 住所	〒753-0815 山口市維新公園五丁目4番5号
山口	和田 祐二	H20.11.1	住所	〒753-0816 山口市吉敷佐畑二丁目1番8号
山口	永田 一義	H20.11.1	住所	〒753-0817 山口市吉敷赤田二丁目2番33号

4. TEL・FAX等変更

支部	氏名	変更事項	変更内容
周南	林 洋子	FAX	0833-43-6605
宇部	大窪 圭子	FAX	0836-22-3178

会務報告

開催日	会務	場所
9月1日(月)	杭の日無料相談会	県下5会場
2日(火)	会則第109条に基づく調査	調査士会館
3日(水)	第2回財務部会	調査士会館
5日(金)	登録証交付式	調査士会館
	感謝状贈呈	萩市
	第2回社会事業部会	調査士会館
	第1回業務部会	調査士会館
6日(土)	杭の日無料相談会	県下1会場
10日(水)	会報編集会議	調査士会館
12日(金)	第1回本部研修会	山口市
17日(水)	会報編集会議	調査士会館
18・19日(木・金)	全国会長会議	東京都
25日(木)	山口銀行との折衝	山口市
25・26日(木・金)	広報担当者会同	東京都
28日(日)	史跡めぐり	萩市
10月4・5日(土・日)	中国ブロック事務局職員研修会	松江市
8日(水)	第3回ADR推進委員会	調査士会館
10日(金)	中国地方弁護士大会	山口市
17日(金)	第1回運営委員会	調査士会館
	法テラス山口地方協議会	山口市
18日(土)	境界問題相談センター研修会	山口市
	新規受付面談員研修会	山口市
23日(木)	会則第105条に基づく調査	調査士会館
27日(月)	第3回広報部会	調査士会館
28日(火)	中間監査	調査士会館
	第3回財務部会	調査士会館
30日(木)	公嘱協会との協議	調査士会館
	法務局との協議	山口地方法務局
	第3回総務部会	調査士会館

11月4日(火)	KRYラジオ出演	周南市
6日(木)	中国ブロック役員会	広島市
6・7日(木・金)	中国ブロック担当者会議	広島市
8日(土)	会則第109条に基づく調査	萩市
11日(火)	山口法律関連士業ネットワーク一斉相談会	調査士会館
12日(水)	第4回常任理事会	調査士会館
13日(木)	第2回筆界研究委員会	調査士会館
15日(土)	境界シンポジウムinふくおか2008	福岡市
18日(火)	第3回理事会	調査士会館
23日(日)	「境界問題相談センター岡山」設立記念式典	岡山市
28日(金)	山口法律関連士業ネットワーク理事会	山口市
12月5日(金)	第4回ADR推進委員会	調査士会館
6日(土)	第4回ADR特別研修事前説明会	山口市
6・7日(土・日)	第2回本部研修会	山口市
16日(火)	土地家屋調査士合格証書授与式	調査士会館
19日(金)	第2回業務部会	調査士会館
	第3回社会事業部会	調査士会館
	法務局との協議	調査士会館
	会報編集会議	調査士会館

広報部より

会員の皆様の楽しい話題、貴重な体験等をどんどん募集しております。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

昨年は12月28日に宇部市の渡辺翁記念会館で「第九 歓喜の歌で Happy End 2008」というコンサートがあり、私も合唱団として参加した。メインフレーズ箇所では会場の方々も一緒に大合唱し、舞台と客席が一体となりとてもすてきな「Happy End 2008」となった。

明けて元日は小雪の舞う中、琴崎八幡宮に初詣に出かけた。引いたおみくじは大吉！2日は防府天満宮に参拝し、何十年ぶりに書初めに挑戦！何とか2枚を書き終えた。とてもすがすがしい気持ちになった。今年も良い年となりますように！！

広報部では、皆さんに喜んでもらえる会報作りを今年も目指しますのでよろしくお願い致します。(真)

発行 山口県土地家屋調査士会
〒753 0042 山口市惣太夫町2番2号
電話 (083) 922 - 5975
F A X (083) 925 - 8552
ホームページ <http://www.chousashi.net/>
Eメール yamatyo@chousashi.net
振替 01590 - 5 - 11085
発行者 山口県土地家屋調査士会
会 長 西本 聡士
広報担当副会長 戸倉 茂雄
広報部長 久保真珠美
理 事 高松 孝一
" 曾根 章文
印刷所 大村印刷(株)



山口県土地家屋調査士会

〒753-0042 山口県山口市惣太夫町2番2号
TEL083-922-5975 FAX083-925-8552
ホームページ<http://www.chousashi.net/>
Eメールyamaty@chousashi.net